

## にし阿波観光体験割引キャンペーン業務仕様書

### 1 業務名

にし阿波観光体験割引キャンペーン業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月24日(火)

### 3 目的

大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭といった大規模イベントからの誘客を促進するため、本年8月に予定している「にし阿波周遊バス」に併せて、利用料金を一定金額割引する「にし阿波観光体験割引キャンペーン」(以下、「キャンペーン」という。)を展開する。

また、旅行閑散期にもキャンペーンを実施することにより、年間を通じた集客及び観光消費額の増大を図る。

### 4 定義

この業務仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

#### (1) にし阿波

徳島県西部に位置する、美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町の2市2町からなる地域。

#### (2) 体験型観光プログラム

レジャーやアクティビティ、伝統文化体験等の観光体験商品

#### (3) オンライン予約サイト

体験型観光プログラムの予約・決済ができるオンライン上のサイト

### 5 委託業務の内容

#### (1) キャンペーンの実施

ア キャンペーンの実施期間は次のとおりとする。

- ・第1期：令和7年8月1日(金)から令和7年8月31日(日)まで
- ・第2期：令和7年12月1日(月)から令和8年2月28日(土)まで

イ 割引率：50%

割引上限：2,000円(宿泊を伴わないもの)、5,000円(宿泊を伴うもの)とする。

各期で販売を終了するタイミングについては、利用状況を考慮して、委託者と協議の上で決定する。

- ウ 業務終了後の未利用の割引原資については、変更契約により減額する。
- エ オンライン予約サイトは、新たにサイトを構築するか、または、既存の自社サイトを活用することとし、販売開始までに40件(※)以上のにし阿波の体験型観光プログラムが販売できる体制を整えること。
- (※)以下の要件をすべて満たすこと。
- 美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町で実施される体験型観光プログラムが、各市町に2件以上あること。
  - 農業に関する体験型観光プログラムを含むこと。
  - 宿泊を伴う体験型観光プログラムを含むこと。
  - バスやタクシー等の「交通を伴う」体験型観光プログラムを含むこと。
- オ 販売を予定している体験型観光プログラムの内容を企画提案書に記載すること。なお、オンライン予約サイトは、予約から決済までが可能な仕様とすること。
- カ キャンペーンの対象は、エに記載する受託者が運営するオンライン予約サイト上で販売されているにし阿波の体験型観光プログラム商品とする。
- キ キャンペーンの対象とする体験型観光プログラムは、実施場所が、徳島県西部圏域(2市2町)であり実施事業者の所在地は、支社等も含む事業所が徳島県内にあるものとする。
- ク オンライン予約サイトを通じて、アに記載する実施期間に体験を実施する利用者を割引対象とする。
- ケ 原則として、アに記載する実施期間の1か月前までをめぐりに販売を開始すること。ただし、新たに登録された体験型観光プログラムについては、実施期間内であれば対象に含め、速やかに販売開始すること。
- コ オンライン予約サイトにおける過去の販売実績やアクセス数や催行率など、集客効果がわかる指標を可能な限り企画提案書に記載すること。
- サ 予めイに記載する割引を実施した上で、オンライン予約サイトで販売することとし、販売の際には、キャンペーンの割引が適用されていることを明示すること。
- シ キャンペーンの対象となる体験型観光プログラムにおいて、実施期間中に発生するキャンセル料については、実施事業者に対して、割引前の金額で発生するキャンセル料と同等となるよう割引原資の範囲内で負担すること。

(2) 販売促進プロモーションの実施

- ア 利用者にキャンペーンの制度を正確に伝えるとともに、多くの方に利用いただけるよう、チラシやポスターの作成などの広報、SNS やイベントなどを通じた各種プロモーションを実施すること。
- イ 過去の体験予約者の傾向等のデータを用いてターゲティングを行い、新規旅行者獲得につながる効果的なプロモーションの方法を企画提案書に記載すること。
- ウ 販売促進プロモーションは、(1)アに記載するキャンペーンの1か月前までをめどに開始すること。ただし、割引原資が期間内に発行終了した場合は、同日をもって中止する。
- エ 実施する販売促進プロモーションの内容は、委託者と協議の上で決定する。

(3) 新たな体験型観光プログラムの造成

- ア 地域に息づく暮らしや歴史文化、自然など、「にし阿波」の幅広い観光資源を掘り起こし、魅力ある体験型観光プログラムを新たに造成すること。また、宿泊を伴う体験型観光プログラムの造成に努めること。
- イ 「にし阿波周遊バス」を含む交通の利用と、「キャンペーンの対象とする体験型観光プログラム」を組合わせた商品を造成・販売すること。
- ウ 新しく造成した体験型観光プログラムについては、委託期間中に販売を開始すること。
- エ (1)アに記載する「キャンペーンの実施期間」までにオンライン予約サイトで販売されていない体験型観光プログラムについても、随時登録を受け付けるものとする(手数料など、他の諸条件は、通常のオンライン予約サイトの登録手数料と同様の取り扱いとする)。

(4) 実施事業者向け説明会の開催

- ア キャンペーンの詳細概要を説明するとともに、新たな体験型観光プログラムの造成等を促進するために、徳島県西部圏域において、実施事業者向けの説明会を1回以上開催すること。
- イ 説明会の開催については、原則として、(1)アに記載の実施期間より前に行うこと。
- ウ 開催場所や日時、開催回数などの具体的な内容については、委託者と協議の上で実施する。

(5) 業務実施報告書の提出

キャンペーンの実施状況や販売促進プロモーションの実施内容、販売実績等の記載を含めた事業全体の報告書を作成すること。

ア 提出期限

令和8年3月24日(火)

イ 提出先

〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ 2415

徳島県西部総合県民局地域創生観光部<三好>

電話：0883-76-0367

ファクシミリ：0883-76-0450

E-mail：seibu\_c\_my@pref.tokushima.lg.jp

ウ 部数

業務実施報告書(A4版カラー冊子)1部、電子媒体1部

6 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、委託者と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者提案からの修正もあり得る。
- (2) 委託者及び受託者のいずれにもその責に帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者において必要な対応を行うものとする。
- (3) 作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、委託者は、業務実施中に随時報告を求めることができることとする。
- (4) 当該委託業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。